

## 「森林・林業基本計画」構成案

現行基本計画(H18)	見直し方針	次期基本計画(H23)
<p><b>まえがき</b></p> <p><b>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</b></p> <p><b>1 森林及び林業をめぐる情勢の変化と施策の効果に関する評価を踏まえた新たな基本計画策定の必要性</b></p> <p>(1) 利用可能な資源の充実  (2) 森林に対する国民ニーズの多様化  (3) 木材の需要構造の変化と新たな動きの活発化  (4) 林業及び木材産業の構造改革の立ち遅れ</p> <p><b>2 新たな基本計画策定に当たっての基本的視点</b></p> <p>(1) 国民・消費者の視点の重視  (2) 環境保全への貢献  (3) 新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開</p> <p><b>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</b></p> <p><b>1 目標の達成に向けた取組の検証</b></p> <p>(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する検証  ア 前基本計画が描いたシナリオ  イ 前基本計画策定後の推移  ウ 要因  (2) 林産物の供給及び利用に関する検証  ア 前基本計画が描いたシナリオ  イ 前基本計画策定後の推移  ウ 要因</p> <p><b>2 目標設定に当たっての基本的考え方</b></p> <p><b>3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</b></p> <p>(1) 目標の意義  (2) 目標の定め方  森林の区分  目標とする森林の状態  (3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方  森林の区分ごとの望ましい森林の姿  森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方  (4) 森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項  国民のニーズに応えた多様で健全な森林への誘導  京都議定書の約束達成に向けた総合的取組の推進  国民の安全・安心の確保のための治山対策の推進  優れた自然環境を有する森林の維持・保存  松くい虫等の森林病害虫と野生鳥獣による森林被害対策の推進  森林を支える山村の活性化  国民参加の森林づくりの推進  (5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>	<p>現行計画後の推移や結果、森林・林業再生プランに基づく検討などを踏まえ、新たな施策の展開方向について整理</p> <p>新たな施策の展開に当たっての基本的視点を整理</p> <p>「第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針」に記述</p> <p>3 機能区分廃止に伴い、新たな目標の定め方について記述</p> <p>「第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」に統合</p> <p>5年後(平成27年)、10年後(平成32年)及び20年後(平成42年)における目標値を提示</p>	<p><b>まえがき</b></p> <p><b>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</b></p> <p><b>1 森林・林業・木材産業をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向</b></p> <p>(1) 前基本計画後の推移等を踏まえた取組の推進  (2) 森林・林業再生プランの推進  (3) 地球温暖化対策、生物多様性の保全への対応  (4) 国内外の木材需給を踏まえた対応  (5) 我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興</p> <p><b>2 政策改革の視点</b></p> <p>(1) 効果的・効率的で分かりやすい施策の展開  (2) 政策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開  (3) 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開</p> <p><b>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</b></p> <p><b>1 目標設定に当たっての基本的考え方</b></p> <p><b>2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</b></p> <p>(1) 目標の意義  (2) 目標の定め方  (3) 森林の機能と望ましい姿  (4) 森林の誘導の考え方</p> <p>(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>

現行基本計画(H18)	見直し方針	次期基本計画(H23)
<p><b>4 林産物の供給及び利用に関する目標</b></p> <p>(1) 目標の意義</p> <p>(2) 目標の定め方</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に向けて重点的に取り組むべき事項 木材の安定供給体制の整備 木材産業の競争力の強化 消費者重視の新たな市場形成と拡大</p> <p>(4) 林産物の供給及び利用に関する目標</p>	<p>「第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」に統合</p> <p>5年後(平成27年)、10年度(平成32年)における目標値を提示</p>	<p><b>4 林産物の供給及び利用に関する目標</b></p> <p>(1) 目標の意義</p> <p>(2) 目標の定め方</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に関する目標</p>
<p><b>5 関係者の役割</b></p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 森林所有者</p> <p>(3) 森林組合等の林業事業者</p> <p>(4) 木材産業関係者</p> <p>(5) 企業、NPO、国民</p>	<p>「第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」で記述</p>	
<p><b>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b></p> <p><b>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</b></p> <p>(1) 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備 広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導 路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着 公的な関与による森林整備の促進 国家レベルの森林資源の管理体制の整備とニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進 優良種苗の確保 花粉発生源調査等に基づく効果的な花粉発生抑制対策の推進 社会的コスト負担 地球温暖化防止への貢献</p> <p>(2) 国土の保全等の推進 保安林の適切な管理の推進 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進 優れた自然環境を有する森林の保全・管理の推進 松くい虫等の病虫害防除対策等の総合的、効率的実施 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進</p> <p>(3) 技術の開発及び普及</p> <p>(4) 森林を支える山村の活性化 都市と山村の共生・対流と山村への定住の促進 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大</p>	<p>第1及び第2に掲げる方針及び課題を踏まえ、政府が総合的かつ計画的に高ずべき施策について体系的に整理</p>	<p><b>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b></p> <p><b>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</b></p> <p>(1) 面的な管理による持続的な森林経営の確立 実効性の高い森林計画制度の定着 適切な森林施業の確保 路網整備の推進 森林関連情報の収集・提供の推進</p> <p>(2) 多様で健全な森林への誘導 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全 多様な森林整備に資する優良種苗の確保 公的な関与による森林整備の促進 花粉発生源対策の推進</p> <p>(3) 地球温暖化防止策及び適応策の推進</p> <p>(4) 国土の保全等の推進 保安林の適切な管理の推進 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進 松くい虫等の病虫害防除対策等の総合的、効率的実施 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進</p> <p>(5) 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及</p> <p>(6) 森林を支える山村の活性化 里山林など山村固有の資源の活用 都市と山村の共生・対流と山村への定住の促進 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大</p> <p>(7) 社会的コスト負担</p>

現行基本計画(H18)	見直し方針	次期基本計画(H23)
<p>(5) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 企業等による森林づくり活動の促進 地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進 森林環境教育等の充実</p> <p>(6) 国際的な協調及び貢献 国際協力の推進 違法伐採対策の推進</p>		<p>(8) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 企業等による森林づくり活動の促進</p> <p>森林環境教育等の充実</p> <p>(9) 国際的な協調及び貢献 国際協力の推進 違法伐採対策の推進</p>
<p><b>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</b></p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立 林業経営の規模の拡大等</p> <p>人材の育成及び確保</p> <p>(2) 林業労働に関する施策 若年層を中心とした就業者の確保・育成 雇用管理の改善 労働安全衛生の向上</p> <p>(3) 林業生産組織の活動の促進</p> <p>(4) 林業災害による損失の補てん</p>		<p><b>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</b></p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立 効率的かつ安定的な林業経営の育成 施業集約化等の推進 低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着</p> <p>(2) 人材の育成・確保等 フォレスター等人材の育成</p> <p>雇用管理の改善 労働安全衛生の向上</p> <p>(3) 林業災害による損失の補てん</p>
<p><b>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</b></p> <p>(1) 木材の安定供給体制の整備</p> <p>(2) 木材産業の競争力の強化 製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中 消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化</p> <p>(3) 消費者重視の新たな市場形成と拡大 企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及 海外市場の積極的拡大 木質バイオマスの総合的利用の推進</p> <p>(4) 林産物の輸入に関する措置</p>		<p><b>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</b></p> <p>(1) 効率的な加工・流通体制の整備 素材の安定供給体制の整備 加工・流通体制の整備</p> <p>(2) 木材利用の拡大 公共建築物 住宅、土木用資材等 木質バイオマスの総合的利用 木材等の輸出促進</p> <p>(3) 消費者等の理解の醸成</p> <p>(4) 林産物の輸入に関する措置</p>
<p><b>4 国有林野の管理及び経営に関する施策</b></p>		<p><b>4 国有林野の管理及び経営に関する施策</b></p> <p>(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営 (2) 森林・林業再生に向けた国有林の貢献 (3) 国民の森林としての管理経営</p>
<p><b>5 団体の再編整備に関する施策</b></p> <p>(1) 森林組合系統組織の改革の促進 (2) 団体間の連携の強化</p>		<p><b>5 団体の再編整備に関する施策</b> 森林組合系統組織の改革の促進</p>
<p><b>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>1 施策の工程管理と評価 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3 的確な情報提供を通じた透明性の確保と総合的な広報活動の充実 4 効果的・効率的な施策の推進体制</p>	<p>最近における諸情勢を踏まえ、所要の事項を整理</p>	<p><b>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>(1) 官民一体となった施策の総合的な推進 (2) 国民視点に立った政策決定プロセスの実現 (3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用</p>